（適用の継続）

第三十一条　農林中央金庫又は連結子法人等が前条第一項及び第二項の資金流出率を適用する場合には、第十八条の資金流出額の計算において、継続的に前条第一項及び第二項の資金流出率を適用することとする。

2　前項の規定にかかわらず、農林中央金庫又は連結子法人等は、合理的な理由が存在する場合に限り、前条第一項及び第二項の資金流出率の適用を中止することができる。

3　第一項の規定にかかわらず、農林中央金庫又は連結子法人等は、前条第三項及び第四項の要件並びに同条第五項及び第六項の基準を満たさなくなった場合には、同条第一項及び第二項の資金流出率の適用を中止することとする。

（負債性有価証券によるホールセール無担保資金調達）

第三十二条　ホールセール無担保資金調達のうち負債性有価証券に該当するものの資金流出率は、百パーセントとする。

第四節　有担保資金調達等に係る資金流出額

（有担保資金調達等に係る資金流出額）

第三十三条　第十八条第三号に掲げる「有担保資金調達等に係る資金流出額」とは、農林中央金庫又は連結子法人等が現に行っているレポ形式の取引等（基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来するもの又は期限の定めのないもので基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められていないものに限り、カバード・ショート・ポジションにおいて用いられているものを除く。次項において同じ。）又は中央銀行有担保資金取引（基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来するもの又は期限の定めのないもので基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められていないものに限る。次項において同じ。）において取引相手方から受け入れている金銭の額（未使用の担保の額及び借入枠に相当する額を除く。）に次条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額に担保交換に係る資金流出額を加えた額をいう。

2　前項の「担保交換に係る資金流出額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち差入資産と受入資産が共に有価証券であるもの（第六十四条第二項において「担保交換」という。）について、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）の合計額をいう。

一　農林中央金庫又は連結子法人等が取引相手方に有価証券を差し入れ、当該取引相手方から金銭を受け入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引が行われるものとみなして、当該金銭の額に次条に定める資金流出率を乗じて得た額

二　農林中央金庫又は連結子法人等が取引相手方から有価証券を受け入れ、当該取引相手方から金銭を差し入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引が行われるものとみなして、当該金銭の額に第六十五条第一項に定める資金流入率を乗じて得た額

（有担保資金調達等に係る資金流出率）

第三十四条　有担保資金調達等に係る資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル1資産であって、受入資産が金銭であるもの（第七号に掲げるものを除く。）　零パーセント

二　日本銀行との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの　零パーセント

三　レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル2A資産であって、受入資産が金銭であるもの（第七号に掲げるものを除く。）　十五パーセント

四　日本国政府、我が国の中央政府以外の公共部門（発行する債券のリスク・ウェイトが二十パーセント以下のものに限る。）又は国際開発銀行との間で行われているレポ形式の取引等のうち、差入資産が有価証券であって、受入資産が金銭であるもの（第一号、前号又は第七号に掲げるものを除く。）　二十五パーセント

五　レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル2B資産に該当する住宅ローン担保証券であって、受入資産が金銭であるもの（前号又は第七号に掲げるものを除く。）　二十五パーセント

六　レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が住宅ローン担保証券以外のレベル2B資産であって、受入資産が金銭であるもの（第四号又は次号に掲げるものを除く。）　五十パーセント

七　レポ形式の取引等のうち、農林中央金庫又は連結子法人等が行うプライム・ブローカレッジ業務の相手方のショート・ポジションを充足するために農林中央金庫又は連結子法人等が所有する有価証券を差し入れているもの　百パーセント

八　レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの（前各号に掲げるものを除く。）　百パーセント

第五節　デリバティブ取引等に係る資金流出額

（デリバティブ取引等に係る資金流出額）

第三十五条　第十八条第四号に掲げる「デリバティブ取引等に係る資金流出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一　デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額

二　デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額

三　格下げ等に伴う資金流出額

四　担保の価値変動に伴う資金流出額

五　超過受入担保に係る資金流出額

六　未提供担保に係る資金流出額

七　受入担保の差替えに伴う資金流出額

（デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額）

第三十六条　前条第一号に掲げる「デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額」とは、基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2　前項の「基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額」とは、デリバティブ取引等の別（法的に有効な相対ネッティング契約に基づくデリバティブ取引等については、当該相対ネッティング契約の別）に、基準日から三十日を経過する日までの間に発生すると予想される当該デリバティブ取引等の契約において定められた全ての金銭の支払（第四項第二号において「資金流出額」という。）から、基準日から三十日を経過する日までの間に発生すると予想される当該契約において定められた全ての金銭の受取（第四項第一号において「資金流入額」という。）を差し引いた額（次項において「純資金流出額」という。）のうち、零を超えるものの合計額をいう。

3　前項の計算において、前条第二号又は第四号に掲げる額の全部又は一部の額が純資金流出額に含まれる場合、当該全部又は一部の額を、純資金流出額から減ずることができる。

4　第二項の計算において、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める計算を行うことができる。

一　農林中央金庫又は連結子法人等が取引相手方から流動資産を担保として受け入れており、かつ、当該流動資産が第十五条第四号に掲げる要件を満たす場合　資金流入額から当該流動資産の担保掛目適用額を差し引く計算

二　農林中央金庫又は連結子法人等が取引相手方に流動資産を担保として差し入れている場合　資金流出額から当該流動資産の担保掛目適用額を差し引く計算